

理事会運営規定

1966年9月5日 理事会制定
1994年12月20日 理事会一部変更
2001年2月13日 理事会一部変更
2006年2月7日 理事会一部変更
2011年10月5日 理事会一部変更

(目的)

第1条 この規定は、本会の理事会運営に関する事項を定める。

(理事会の使命)

第2条 理事会は、会務遂行に関し、管理、運営の基本方針を決定する。

(構成)

第3条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(開催)

第4条 定例理事会は、定例日を定め原則として毎月1回開催する。
臨時理事会は、会長が必要と認めたとき開催する。

(会場)

第5条 理事会の会場は、原則として当学会会議室とする。

(招集)

第6条 理事会は、会長が招集する。
会長に事故があるときは、筆頭副会長があたり、筆頭副会長がその任につけないときは、あらかじめ会長が指名した順序で副会長が招集する。

(議長)

第7条 理事会の議長には、会長が当たる。
会長に事故があるときは、筆頭副会長があたり、筆頭副会長がその任につけないときは、前条で定めた順序により副会長が当たる。

(理事会の成立)

第8条 理事会は、理事定数の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

(議決の方法)

第9条 理事会の議事は、特別の利害関係を有する理事を除く出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決める。
2. 特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(付議事項)

第10条 下記事項は、理事会に付議しなければならない。

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| 1. 総会に関する事項 | 13. 支部・部門に関する事項 |
| 2. 役員、役員選挙に関する事項 | 14. 図書の編修出版に関する事項 |
| 3. 理事会に関する事項 | 15. 法令による手続きに関する事項 |
| 4. 代表委員会に関する事項 | 16. 対外関係に関する事項 |
| 5. 会員に関する事項 | 17. 事務所に関する事項 |
| 6. 名誉員・フェローに関する事項 | 18. 職員、嘱託員に関する事項 |
| 7. 各部会、委員会、分科会などの組織運営に関する事項 | 19. 諸規則に関する事項 |
| 8. 各部会、委員会、分科会などの委員に関する事項 | 20. 契約に関する事項 |
| 9. 集会事業に関する事項 | 21. 予算に関する事項 |
| 10. 学生会に関する事項 | 22. 決算に関する事項 |
| 11. 表彰、謝礼に関する事項 | 23. 財産に関する事項 |
| 12. 国際交流に関する事項 | 24. 寄付金に関する事項 |
| | 25. その他重要な会務に関する事項 |

(議事の手続)

第11条 理事会議事の手続は、議案による審議と回覧による承認とする。

(議案とする事項)

第12条 理事会の議案として提出すべき事項は、次のとおりとする。

- 1 対外関係事項
- 2 方針的な事項
- 3 前例のない事項
- 4 担当理事所管事項中、他理事に関連する事項
- 5 その他重要な事項

(回覧とする事項)

第13条 理事が専管処理した事項は、理事会の際回覧にて出席各理事の承認を受けなければならない。
下記事項は、担当理事が専管処理することができる。ただし、重要事項はこの限りでない。
1 前条に定める以外の事項 2 恒例的な事項

(執行計画の承認)

第14条 理事が重要議案につき、理事会で決定した方針にしたがい執行を計画したときは、理事会に提出して承認を受けなければならない。

(報告)

第15条 前条により承認された事項を担当理事が執行したときは、その結果について理事会に報告しなければならない。

一般社団法人 日本機械学会

(議案の説明)

第16条 議案の説明は、その担当理事が行う。

(管理職の出席)

第17条 事務局長および各課長は、理事会に出席しなければならない。
また、必要に応じ議事につき、説明または報告をしなければならない。

(理事会の事務)

第18条 理事会の事務は、事務局長が行う。
事務局長は、理事会の円滑な運営をはかるため、議案、回覧の整理、資料の作成等必要な準備をしなければならない。

(議事録)

第19条 理事会の議事録は、事務局長が作成し、議案ならびに議事経過の概要、決議の主文を記載して出席した代表理事および監事の承認を経て保存しなければならない。

(決議事項の報告)

第20条 理事会の決議事項は、監事に報告しなければならない。

補 則

(所管理事の理事会)

第21条 所管理事(副会長含)は、必要に応じ所管理事会、会長・副会長会を開くことができる。
前項による決議事項は、理事会に報告しなければならない。

付 則

1. この規定は、毎期理事会において検討し必要に応じ、変更することができる。